

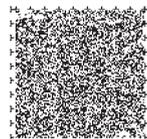


**東松島市**

**第6期 障がい福祉計画**  
**第2期 障がい児福祉計画**

令和3年3月

**東松島市**





## はじめに



本市では障害者施策の指針となる政策として、平成30年3月に「第3期障がい者計画」、「第5期障がい福祉計画」及び「第1期障がい児福祉計画」を策定しております。

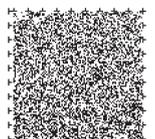
これらの計画は、障害者基本法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（障害者総合支援法）、児童福祉法に基づき、それぞれの計画策定が義務づけられたものであり、このたび、障がい福祉計画と障がい児福祉計画について、計画期間が満了を迎えたことから、「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」を策定いたしました。

本市では国の指針、宮城県計画の趣旨を踏まえながら、上位計画である「東松島市第2次総合計画後期基本計画」等、関連計画との整合性を図りながら東松島市障害福祉計画等策定委員会で審議を重ね、すべての市民が安心して暮らす地域づくりを進めていけるよう幅広い視点からご意見をいただいたところです。

また、本市は、平成30年にSDGs（持続可能な開発目標）を推進するモデル都市に選定されました。SDGsが目指す「誰一人取り残さない社会」は、本市が目指す社会であり、SDGsの理念に基づいた取り組みを推進するにあたり、行政だけでなく、市民、事業者、関係団体の皆様との連携や協働は欠かせないものです。地域共生社会の実現により、共に支え合い地域で安心して暮らすことができるよう、皆様の一層のご理解ご協力をお願いいたします。

むすびになりますが、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力をいただきました皆様、貴重なご意見をお寄せいただきました関係団体各位、そして熱心に審議賜りました東松島市障害者計画等策定委員会委員の皆様にご心から感謝申し上げます。

東松島市長 渥美 巖



#### 計画書の表記について

##### 【障がい、障害】

本市は、障がい者の人権の尊重や、市の障がい福祉施策の推進と啓発の視点から、医学的・学術的・法律用語、その他固有名詞を除いて、「障がい」（ひらがな）と表記します。

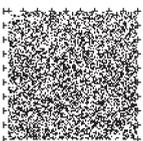
障害者総合支援法において障がいの定義に「難病等」が加わり、支援の対象となっていることから、本計画も「障がい」という表現に「難病等」を含めます。

##### 【年、年度】

読みやすさ、親しみやすさの視点から、法令名や固有名詞などの場合を除いて、年、年度は元号（平成、令和）で表記します。

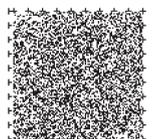
##### 【フォント】

読みやすさ、文字認識のしやすさの視点から、計画書のフォントは、全てユニバーサルデザインフォントを使用しています。

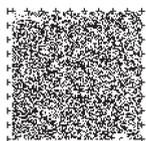


# 目次

<b>第1部 計画策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
第1章 計画の基本事項.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画期間.....	1
3 計画の位置付け.....	2
4 計画の対象.....	3
5 計画の策定体制.....	4
6 計画の推進体制.....	6
<b>第2部 障がい福祉計画・障がい児福祉計画</b> .....	<b>8</b>
第1章 障がい福祉計画<第6期>.....	9
1 障害福祉サービスの利用状況.....	9
2 令和5年度の成果目標.....	13
成果目標1 入所支援利用者の地域生活移行.....	13
成果目標2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	14
成果目標3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実.....	15
成果目標4 福祉施設からの一般就労移行.....	16
成果目標5 相談支援体制の充実・強化等.....	18
成果目標6 障害福祉サービス等の質の向上に係る目標.....	19
3 障害福祉サービス見込み・確保策.....	20
3-1 訪問系サービス.....	21
3-2 日中活動系サービス.....	22
3-3 居住系サービス.....	29
3-4 相談支援.....	32
3-5 その他サービス.....	33
4 地域生活支援事業見込み・確保策.....	34
4-1 必須事業.....	35
4-2 任意事業.....	41
第2章 障がい児福祉計画<第2期>.....	43
1 障がい児支援の提供体制確保の基本方針.....	43
2 障がい児対象事業の利用状況.....	44
3 令和5年度の成果目標.....	45
成果目標1 児童発達支援センターの設置.....	45
成果目標2 保育所等訪問支援の実施.....	45
成果目標3 重症心身障害児の支援事業の実施.....	45



成果目標4 医療的ケア児支援の協議の場の設置 .....	45
4 障害児支援事業の見込み .....	46
4-1 障害児通所支援等 .....	47
4-2 障害児相談支援 .....	49
4-3 医療的ケア児を支援する体制構築 .....	51
<b>資料編</b> .....	<b>52</b>
1 東松島市障害者計画等策定委員会に関する運営規則 .....	52
2 東松島市障害者計画等策定委員会委員名簿 .....	54
3 計画の策定経過 .....	55



# 第1部 計画策定にあたって

## 第1章 計画の基本事項

### 1 計画策定の趣旨

本市では、少子高齢化の進行、福祉ニーズの多様化、東日本大震災からの復興など、地域環境の変化を踏まえ、病気や障がいの有無に関わらず、すべての市民が安心して暮らすまちづくりを目指しています。

現在は、障がい者（児）福祉に関する計画に基づき、復興への歩みと歩調を合わせながら、障がい者や難病の方、その家族の皆様のご自立と暮らしを支える社会の再構築に向けて、本人のライフステージに合わせた生活全般にわたる総合的な支援、障害福祉サービスなどの適切な提供と環境整備に取り組んでいます。

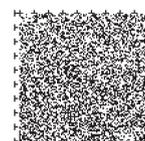
本計画は、障がい者・障がい児の支援のうち、障害福祉サービス及び障害児福祉サービスの提供を主な目的とした「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」（以下、「本計画」という。）として策定するものです。

### 2 計画期間

計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間となります。

<計画期間>

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障がい者計画（6年間）	第3期					
障がい福祉計画・障がい児福祉計画（3年間）	第5期（児は第1期）			第6期障がい福祉 第2期障がい児福祉		
東松島市総合計画（10年間）	第2次（平成28～令和7年度）					



### 3 計画の位置付け

#### (1) 根拠法令

第6期障がい福祉計画は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第88条で地方自治体に策定が定められている「市町村障害福祉計画」であり、障害福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み及びその確保のための方策を示します。

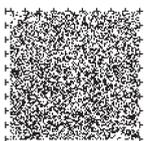
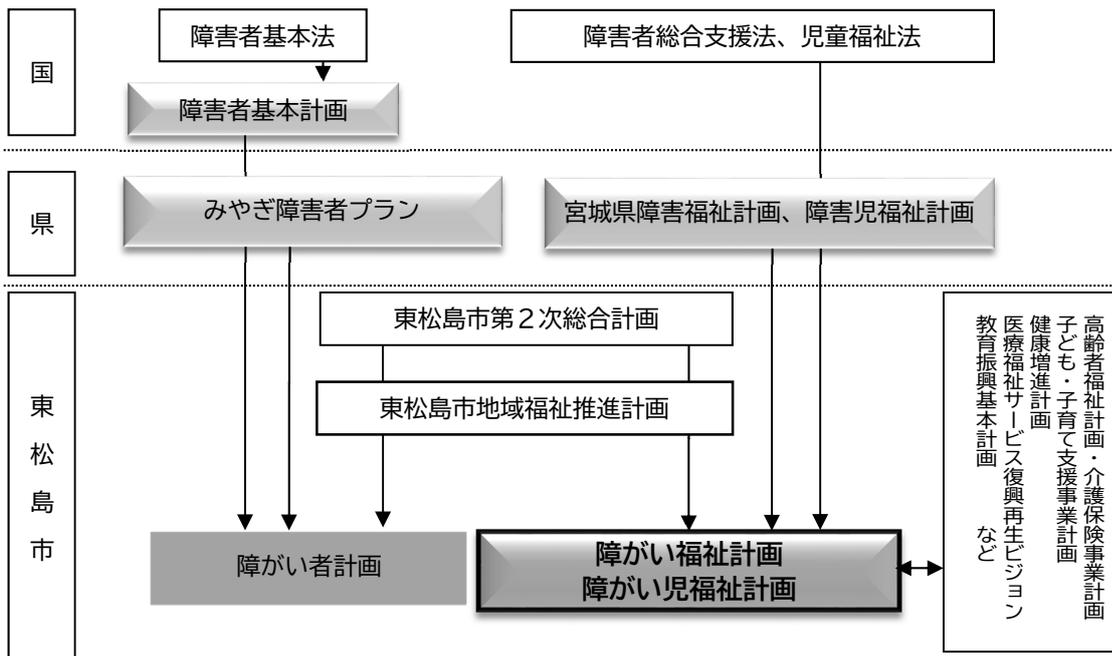
第2期障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20で地方自治体に策定が定められている「市町村障害児福祉計画」であり、児童福祉法に基づく障がい児支援の提供体制の整備目標などを示します。

#### (2) 法令、他の計画との関係

市政における本計画の位置付けは、本市のまちづくりの最上位計画である「東松島市第2次総合計画」（計画期間は平成28～令和7年度）の個別（分野）計画の一つです。

また、「東松島市地域福祉推進計画」をはじめ、本市の諸計画との整合性を図り、策定するものです。

<法令、他の計画との関係>



## 4 計画の対象

本計画の対象は、平成 23 年に改正された障害者基本法の定義に則り、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能に障害のある方で、障害及び社会的障壁（「参考 2」参照）により、継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とします。具体的には、障害者手帳所持者に加えて、手帳を所持していない精神疾患（てんかん、発達障害（自閉症スペクトラム障害（※用語説明））、高次脳機能障害）、難病等（以下、「難病等」という。）の方などです。

なお、障がい福祉計画のサービス及び事業は、障害者総合支援法（平成 25 年 4 月施行）に基づき、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む）、難病等のある方を対象とします。

また、障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で自分らしく暮らしている社会（ノーマライゼーション社会）の実現に向けて、すべての市民、すべての関係者が対象となる施策・事業も含まれています。

（参考）障害者基本法「障害者の定義（第二条）」（平成 23 年 8 月公布）

- 1 障害者とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 社会的障壁とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

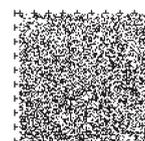
---

### ※用語説明 自閉症スペクトラム障害

自閉症は「対人関係の障害」「コミュニケーションの障害」「パターン化した興味や活動」の 3 つの特徴をもつ障害。最近では症状が軽い人たちまで含めて、自閉症スペクトラム障害という呼び方もされている。

（出典：厚生労働省 生活習慣病予防のための健康情報サイト「e-ヘルスネット」）

---



## 5 計画の策定体制

### (1) 策定体制

#### ①東松島市

本計画の策定機関として、東松島市障害者計画等策定委員会（以下、「計画等策定委員会」という。）の提案を尊重し、計画を策定します。

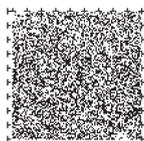
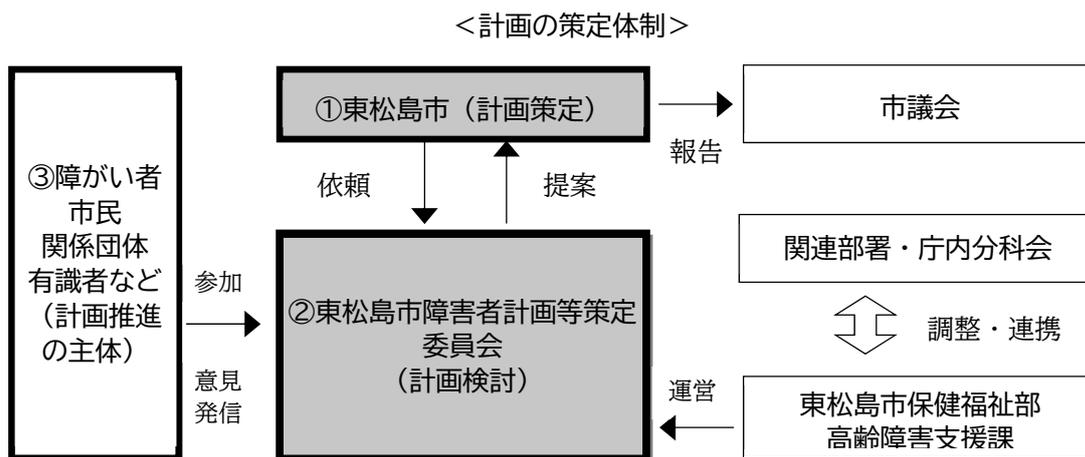
計画は市議会に報告します。

#### ②東松島市障害者計画等策定委員会

計画の協議機関として市長からの計画策定の依頼を受け、計画の策定体制、策定方法、策定内容、推進方法など、計画全般にわたる検討を行い、市長に計画原案を提案します。

#### ③障がい者、市民、関係団体、有識者など

計画を推進する主体者であり、また、サービスの利用者として、アンケート、パブリックコメントなどを通じて、計画全般にわたって積極的な意見を発信していただきます。



## (2) 各種調査の概要

### ①現行施策の進捗調査

庁内の各部署における現行計画の事業状況、サービスの利用実態などを精査し、本計画の目標と施策の基礎としました。

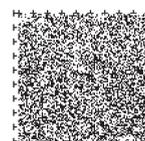
### ②障がい者アンケート調査

計画の対象となる障がい者及び介助者の生活状況や施策への要望を計画に反映するため、令和2年1月から2月にかけて、障害者手帳所持者や難病医療費助成を受けている方等を対象に、「病気や障がいのある方の支援のためのアンケート」を実施しました。

2,334票を配布し、回収数1,015票（回収率43.5%）でした。

### ③団体アンケート調査

施策に係る団体の活動や意向を計画に反映するため、令和2年7月から8月にかけて、団体アンケートを実施しました。障害福祉活動団体、3団体、サービス提供事業所、6事業所を対象とし、回答がありました。



## 6 計画の推進体制

計画の実効性を高める事業改善の仕組み（PDCAサイクル）を着実にを行う体制強化とともに、障がい者、市民、地域、関係機関、各団体との連携強化を図ります。

### ①計画等策定委員会の開催

計画等策定委員会を開催し、施策の進捗状況の点検・評価を行います。

また、障害者総合支援協議会などの報告に基づき、障がい者（児）施策の進捗状況や新たな課題に応じた改善案を検討し、本市に提案します。

### ②障害者総合支援協議会の進捗確認

障がい者の地域生活を支える体制整備を目的とする障害者総合支援協議会において、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の目標達成状況や障害福祉サービスの提供状況を確認し、供給量の確保及び質の向上のための検討を行います。

### ③庁内連携体制の充実

本計画の担当課を中心に関連部署と連携し、本計画の着実な推進を図ります。

本計画の取り組み状況と成果を定期的に確認し、目標達成に向けた効果的な取り組みを実施します。

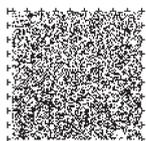
### ④当事者団体、関係機関、ボランティア団体などの主体性発揮

障がい者自身の自立活動や、障がい者の地域生活を支える関係機関やボランティア団体などが主体的に活動できるよう、本市と各団体との連携強化を図り、相互に協力しながら、計画の着実な推進を図ります。

### ⑤計画の周知と啓発

本計画の内容や進捗状況について、広報やホームページ、各団体などを通じて周知を図ります。

また、障がい者を含めた市民一人ひとりが福祉の担い手であることの意識啓発を行い、地域ぐるみの支え合いを推進します。



## ⑥サービスの円滑な実施

### （障害福祉サービスの基盤整備）

障害福祉サービス、地域生活支援事業、障害児支援に関するサービス及び事業を円滑に提供するため、県、近隣自治体、サービス事業者と連携しながら、利用ニーズ（意向・要望）に対応できる障害福祉サービスの基盤整備（サービス事業者の確保、人材確保など）を進めます。

### （サービスの適正な支給決定）

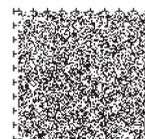
利用者が必要なサービスを適正に利用できるよう、調査員や障害支援区分認定審査会委員などの知識・技術の向上を図り、正確・公平な認定と障がい者のニーズ（意向・要望）に応じたサービスの支給決定に努めます。

### （サービス及び事業の質の向上）

サービス事業所の職員研修の充実を図り、サービスや事業における利用者の権利と安全確保に最大限配慮し、サービス及び事業の質の向上につなげます。

### （障がい者本人の意思決定を尊重）

すべてのサービス及び事業の利用・提供にあたっては、権利擁護制度の適切な利用を促進し、障がい者本人の意思決定を尊重するよう、努めます。



## 第2部 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

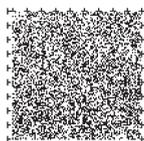
今後、障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定及び施策の推進にあたって、以下のことについて、重点的に取り組みます。

- 障がい者、障がい福祉について、市民、企業、団体等への理解促進
- 障がい福祉分野と介護保険分野の連携
- 障がい者の社会参加促進
- 障がい者の外出支援のための公共交通、移動支援の充実
- 障がいの早期発見、早期療育
- 医療的ケア児の支援（通学支援、相談支援）
- サービスの潜在的ニーズの把握
- 圏域で提供しているサービスの情報発信
- 不足しているサービス事業者の誘致・確保、事業拡充支援

また、将来推計は、実績値があるものについて基本的に以下のとおり推計しました。

- ①障がい者手帳の所持者を18歳以上と18歳未満に分け、それぞれの人口に占める割合を推計（トレンド推計）し、令和元年度からの伸び率を設定します。
- ②令和元年度の利用者数に計画期間の各年度の伸び率を乗じて、利用者数を算出します。
- ③令和元年度の利用実績から、利用者1人あたりの利用回数を算出し、各年度の利用者数を乗じて、各年度の利用量を算出します。

なお、近年実績がないサービスや、現状から供給を増やすべきサービスについては、個々の状況に応じて設定しました。



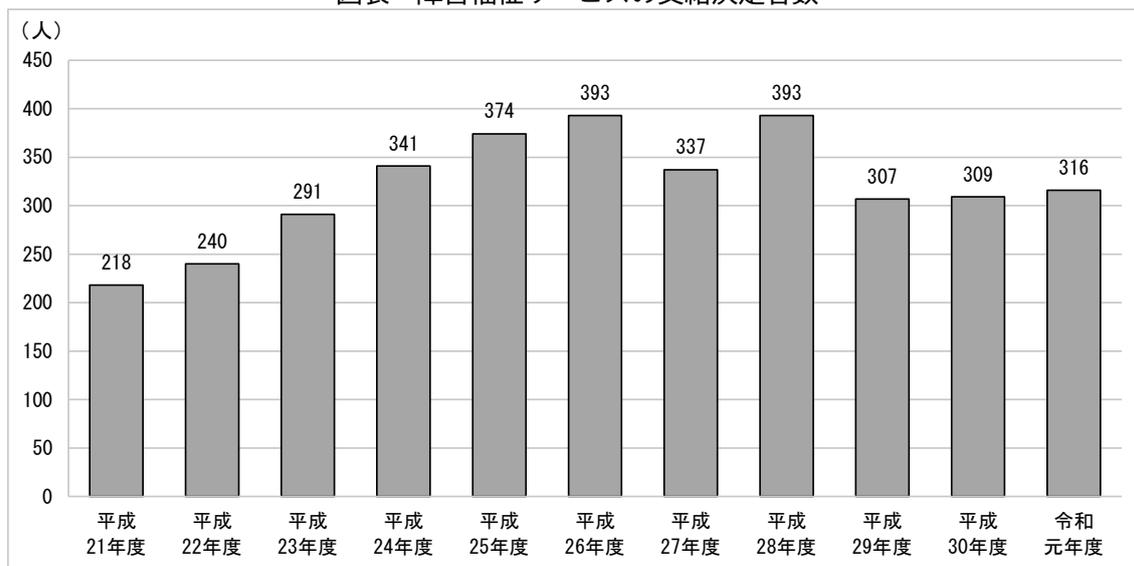
# 第1章 障がい福祉計画<第6期>

## 1 障害福祉サービスの利用状況

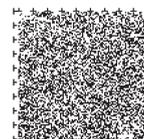
### (1) 支給決定者

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの支給決定者数は、平成26年度までは増加傾向が続いていましたが、平成29年度以降、若干減少し、令和元年度末現在は316人となっています。

図表 障害福祉サービスの支給決定者数



資料：市高齢障害支援課

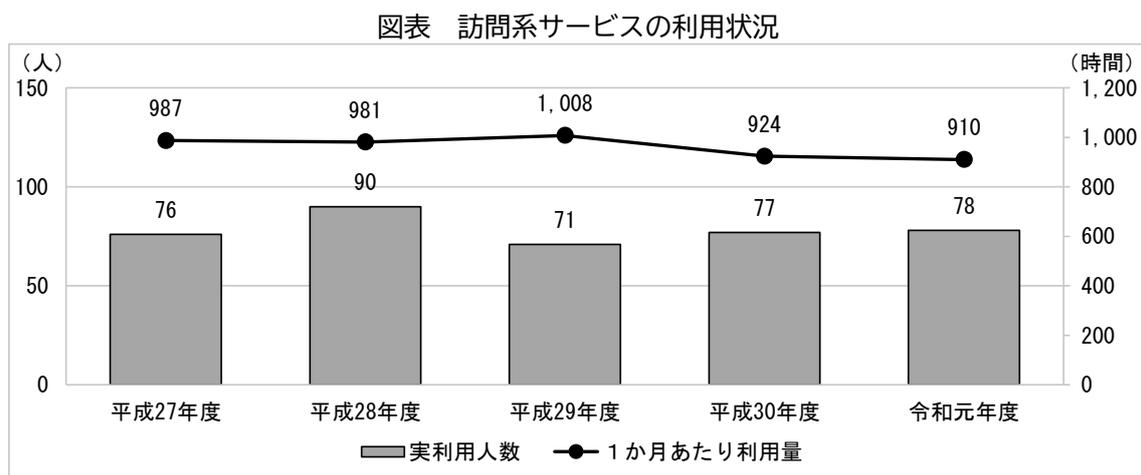


## (2) 障害福祉サービスの利用状況

### ①訪問系サービス

訪問系サービスは障がい者の自宅に訪問して行うサービスの総称です。実利用人数は、平成27年度の76人から平成28年度は90人に増加しましたが、平成29年度以降は70人台で推移し、令和元年度には78人となっています。

1か月あたり利用量は、平成29年度をピークに減少し、令和元年度には910時間となっています。

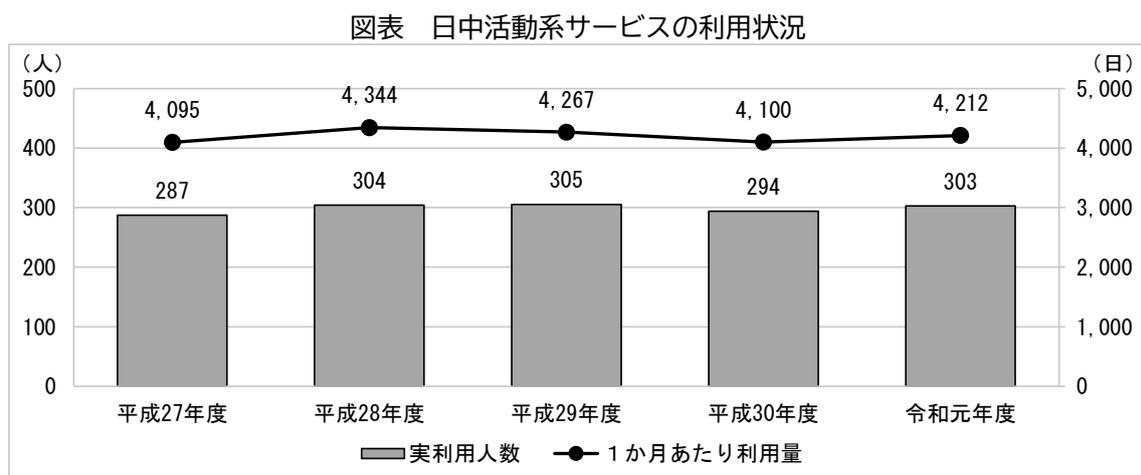


資料：市高齢障害支援課

### ②日中活動系サービス

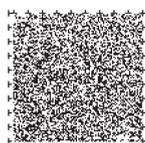
日中活動系サービスは、障がい者の日中活動を支援するサービスの総称です。実利用人数は、平成27年度の287人から平成29年度は305人に増加しましたが、その後は大きな変化はみられず令和元年度には303人となっています。

利用人数の推移に合わせて、1か月あたり利用量も変化し、令和元年度には4,212時間となっています。



※1か月あたり利用量は療養介護を除く

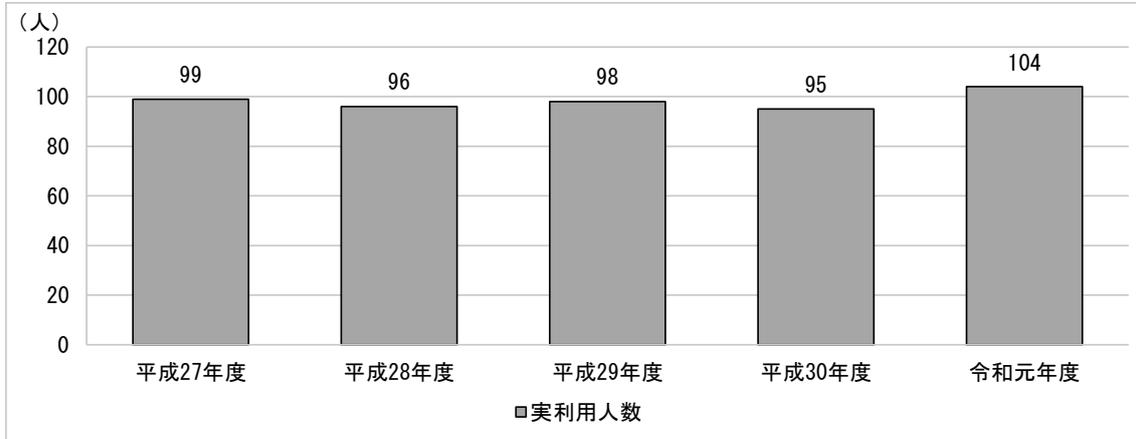
資料：市高齢障害支援課



### ③居住系サービス

居住系サービスは地域で暮らすための居住の場を提供するサービスの総称です。実利用人数は平成30年度までほぼ横ばいで推移していましたが、令和元年度には104人となっています。

図表 居住系サービスの利用状況

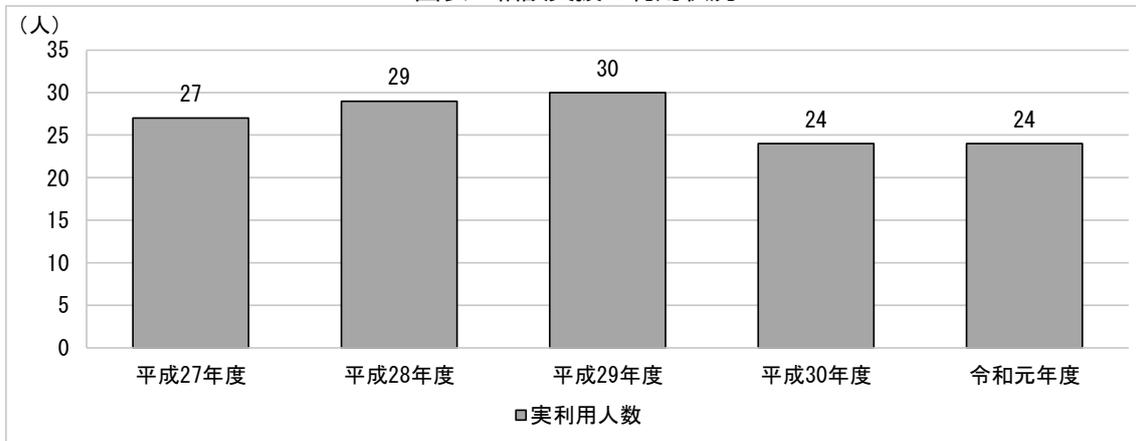


資料：市高齢障害支援課

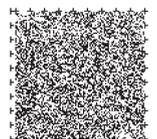
### ④相談支援

相談支援はサービス利用計画の作成と地域移行を支援するサービスです。実利用人数は平成27年度の27人から平成29年度には30人に増加しましたが、平成30年度と令和元年度はともに24人となっています。

図表 相談支援の利用状況



資料：市高齢障害支援課



### (3) 地域生活支援事業の利用状況

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業には、必須事業と任意事業があります。

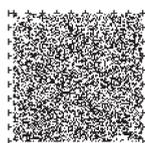
必須事業では、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センターが、任意事業では、日中一時支援事業（一時預かり）が特に利用されています。

図表 地域生活支援事業の利用状況（期間内に利用のあった事業を掲載）

【必須事業】		単位	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
相談支援事業	障害者相談支援事業	実施か所	3	3	3	3	3	3
	地域自立支援協議会	有無	有	有	有	有	有	有
	基幹型相談支援センター等（機能型）機能強化事業	有無	有	有	有	有	有	有
	住宅入居等支援事業	有無	有	有	有	有	有	有
	成年後見制度利用支援事業	有無	有	有	有	有	有	有
コミュニケーション支援事業（手話通訳者派遣事業）	実人数		1	0	2	1	0	1
	延べ派遣回数		12	0	5	1	0	1
日常生活用具給付等事業	件／年		1,259	1,181	1,137	1,088	1,170	1,134
移動支援事業	実施か所		4	7	7	7	7	7
	実人数		36	33	39	42	39	34
	延べ時間		832	626	1,202	1,189	897	738
地域活動支援センター事業（基礎的事業、I型）	実施か所		1	1	1	1	1	1
	人／年		8,200	8,290	8,640	7,421	8,049	7,910

【任意事業】		単位	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
訪問入浴サービス事業	実人数		6	5	6	6	4	3
	延べ回／年		333	352	351	360	290	271
日中一時支援事業	実人数		57	41	43	42	38	45
	延べ回／年		1,344	1,428	1,647	2,039	1,465	1,482
社会参加促進事業	件数／年		2	6	2	3	3	4

資料：市高齢障害支援課



## 2 令和5年度の成果目標

(成果目標項目は国の指針に準じる)

### 成果目標1 入所支援利用者の地域生活移行

国は、令和5年度末時点の施設入所者の削減と、令和元年度末時点の施設入所者数から一定割合で地域移行者を増やすことを数値目標として打ち出しています。

本市の第5期計画では、平成28年度末時点の入所支援利用者35人から、地域支援移行が3人、新規入所を2人見込み、令和2年度末時点においては、1人(2.9%)削減を目標としていました。

この間の状況は、3人の減少があり、そのうち1人が地域移行となっています。

入所施設の利用者は、重度の障がい者であり、地域生活が困難な方が多く、支援区分5以上の方が75%を占めています。現在も入所を希望される方は多く、今後も増加傾向にあり、退所者よりも入所者が大幅に上回ると推測されます。

こうした本市の状況を踏まえた上で、本計画では国の方針を念頭に置き、関係機関との連携を図り、地域生活移行の環境づくりに努めます。

#### 【令和3～令和5年度の目標】

項目	目標	国の考え方
令和元年度末時点の入所者数(A)	32人	実績
令和5年度末の施設入所者数(B)	28人	
【目標値】 地域生活移行者数 (施設入所からグループホームなどの地域生活へ移行する人数) (令和元年度末入所者数に対する移行人数割合)	4人 (9.3%)	令和元年度末時点の福祉施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。(前回計画の未達成がある場合は、その割合を追加する。)



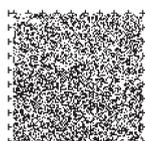
## 成果目標 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### ①地域包括ケアシステムの構築の協議の場と設置状況

国は、市町村を中心に当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制が構築できるよう、令和5年度末までにすべての市町村に体制関係者協議の場を設置することを方針としています。

本計画では国の方針を踏まえ、既存の障害者総合支援協議会の部会を活用し、精神科医療に携わる関係者を交えた協議の場を令和2年度中に設置します。また、状況に応じ、石巻圏域においても協議できる環境を整備します。

項目	概要	目標
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の1年間の開催回数を見込みを設定する。	年1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。	8人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定する。	年1回
精神障害者の地域移行支援利用者数	現に利用している精神障害者の数、精神障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。	18人
精神障害者の地域定着支援利用者数	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。	18人
精神障害者の共同生活援助利用者数	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。	78人
精神障害者の自立生活援助利用者数	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。	- 人 (※相談支援機能にて包括対応中)



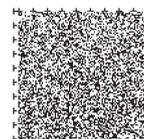
### 成果目標3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国は、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等を令和5年度末までに各市町村又は圏域に少なくとも一つ整備することを方針としています。

本市では、第4期計画の目標に掲げた「面的整備型の体制」については、平成28年度に障害者総合支援協議会のプロジェクトチームにおいて協議し、次のとおり、拠点5機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）の整備に取り組みました。

「相談」の機能は、従来からの機能をより充実させ、「体験の機会・場」の機能は、利用者に寄り添える仕組みとし、「緊急時の受入及び対応」の機能では、中度の障がい者（児）までの対応が可能となりました。また、「専門性」の機能では、障害者総合支援協議会 相談支援部会での事例検討会の開催や専門研修への積極的な参加等による質の向上に取り組み、「地域の体制づくり」の機能では、医療・福祉関係者との連携強化のほか、民生児童委員等地域住民の協力を得ながら見守り支援等につなげる活動に取り組みました。

本計画では、拠点5機能の更なる整備の取組を進め、障がい者（児）が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、その生活を支える体制づくりを進めます。



## 成果目標 4 福祉施設からの一般就労移行

### ①一般就労移行

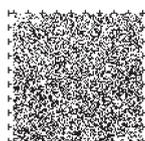
国は、福祉施設の利用者から一般就労した人数を平成 28 年度以降、一定割合で増やすことを数値目標として打ち出しています。

本市の第 5 期計画の目標は、令和 2 年度に福祉施設の利用者が一般就労に移行する人数を平成 28 年度実績の 166% 増である 3 人としていました。この目標に対し、令和元年度末現在 16 人となっており、目標を達成することができました。

本計画では国の方針を踏まえ、引き続き、一般就労への移行を進めるため、ケース支援を通じて利用者の就労の機会が広がるよう努めます。また、就労移行支援事業、就労継続支援事業（A 型、B 型）を活用し、多様な選択肢からの一般就労移行を進めていきます。

#### 【令和 3～5 年度の目標】

項目	目標	国の考え方
令和元年度の一般就労移行者数	4 人	年間実績
【目標値】 令和 5 年度末の一般就労移行者数 (実績に対する目標割合)	6 人 (150%)	令和 5 年度末までに令和元年度実績の 1.27 倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。
うち就労移行支援事業	4 人	令和元年度実績の 1.3 倍以上
就労継続支援 A 型事業	1 人	令和元年度実績の 1.26 倍以上
就労継続支援 B 型事業	1 人	令和元年度実績の 1.23 倍以上



②一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の割合

令和3年度から導入される一般就労に移行する就労定着支援の目標です。国は、就労定着支援の活用により、一般就労に移行することを進めています。

本計画では国の方針を踏まえ、市内外の障害福祉サービス事業所や関係機関と一層の連携を図り、令和5年度末までに就労定着支援事業の利用者が70%以上になることを目指します。

【令和3～5年度の目標】

項目	目標	国の考え方
【目標値】 一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の割合	70%	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

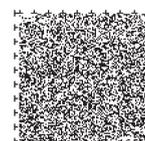
③就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所

令和3年度から導入される就労定着支援の目標です。国では就労定着支援事業の就労定着率を一定割合以上にすることを目指しています。

本計画では国の方針を踏まえ、主に石巻圏域の就労定着支援事業との連携により、令和5年度末までに、就労定着率が8割以上の事業所を全体の70%以上になることを目指します。

【令和3～5年度の目標】

項目	目標	国の考え方
【目標値】 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所	70%	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

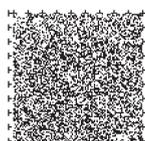


## 成果目標 5 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制について、地域生活支援拠点等が有する拠点5機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）の更なる整備と連携し、充実・強化等に取り組みます。

### 【令和3～5年度の目標】

項目	目標	国の考え方
障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	実施	令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。
【目標値】 専門的な指導・助言件数	36件	
【目標値】 人材育成の支援件数	7件	
【目標値】 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	36回	



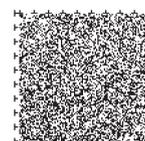
## 成果目標6 障害福祉サービス等の質の向上に係る目標

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。そのため、国は、都道府県及び市町村に、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行うことが望ましいとしています。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となります。

そこで、これらの取組を通じて利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに、以下の取り組みを実施するための体制構築を進めていきます。

### 【令和3～5年度の目標】

項目	概要	目標
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	障がい福祉担当職員 全員
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数	実施体制：あり 実施回数：(随時)

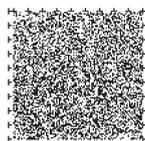


### 3 障害福祉サービス見込み・確保策

障がい者を対象とした障害者総合支援法に基づくサービス体系は下記のとおりです。

#### 【障害福祉サービスの分類】

◆ 訪問系サービス 障がい者の自宅に訪問して行うサービス	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援
◆ 日中活動系サービス 昼間の活動を支援するサービス	(1) 生活介護
	(2) 自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型）
	(3) 就労移行支援
	(4) 就労継続支援（A型、B型）
	(5) 就労定着支援
	(6) 療養介護
	(7) 短期入所
◆ 居住系サービス 地域での生活基盤である居住の場を提供するサービス	(1) 自立生活援助
	(2) 共同生活援助（グループホーム）
	(3) 施設入所支援
◆ 相談支援	(1) 計画相談支援 (2) 地域移行支援 (3) 地域定着支援
◆ その他サービス	補装具費の給付・貸与 自立支援医療



### 3-1 訪問系サービス

#### 【サービス概要】

訪問系サービスには、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援があります。

居宅介護は、ヘルパーを派遣し、自宅で入浴、排泄、食事等の介助、調理、洗濯及び掃除等の家事や移動介助等の援助を行います。

重度訪問介護は、重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事等の介護、外出時における移動介助などを総合的に行います。

同行援護は、重度の視覚障がいや移動に困難を有する障がい者などに対し、移動時及びそれに伴う外出先での介助を行います。

行動援護は、自己判断能力が制限され、常時介護を必要としている人が行動上の危険を回避するために必要な支援、外出介助を行います。

重度障害者等包括支援は、意思疎通も困難で常時介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。

#### 【サービスの利用見込み、サービスの確保策】

近年、訪問系サービス全体では、新規利用者は増加しているものの、介護保険制度への移行又は併給もあり、利用時間は横ばいで推移しています。

重度訪問介護と重度障害者等包括支援は利用実績がありません。

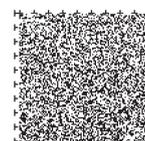
今後も居宅介護の利用を中心に、利用者、利用時間の増加を見込みます。

そのため、障害福祉サービス事業所と介護部門など他機関とも連携を図りながら、計画的なサービスの提供とともに、ヘルパーの確保とサービスの質の維持・向上を支援します。

サービス	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間分	924	910	923	923	935	935
	人	77	78	79	79	80	80

(単位は1か月あたりの平均利用時間、実利用人数)

※令和2年度以降は見込み



## 3-2 日中活動系サービス

### (1) 生活介護

#### 【サービス概要】

生活介護は、常に介護を必要とする人に、日中の間、施設で入浴、排泄、食事の介助など日常生活上の支援を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

#### 【サービスの利用見込み、サービスの確保策】

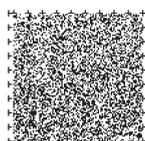
利用者はこれまで増加傾向にありましたが、近年は横ばいで推移してきました。平均利用日数は1人あたり月18～19日程度でした。

今後は、介助者の高齢化や単身生活など家庭環境が変化することを想定し、利用者は増加しているものの、介護保険制度の利用もあり、利用日数はこれまでと同程度の1人あたり月19日を見込みます。

そのため、障害福祉サービス事業所と介護部門など他機関とも連携を図りながら、利用の増加に対応できるよう、計画的な障害福祉サービスの提供とともに、サービスの質の維持・向上を支援します。

サービス	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日分	2,165	2,248	2,267	2,286	2,305	2,324
	人	116	118	119	120	121	122

(単位は1か月あたりの平均利用日数×実利用人数、実利用人数) ※令和2年度以降は見込み



## (2) 自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型）

### 【サービス概要】

自立訓練は、生活能力を維持・回復させ、自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、一定期間、必要な訓練を行います。

### 【サービスの利用見込み、サービスの確保策】

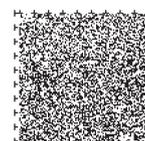
利用者は生活訓練と宿泊型自立訓練の利用が多く、知的障害者や精神障害者の利用が中心でした。1人あたりの利用日数は、平均で12.7日となっています。

今後も、これまでの利用の推移が続くものと想定します。

そのため、障害福祉サービス事業所と連携を図りながら、利用者の増加に対応できるよう、計画的なサービスの提供とともに、サービスの質の維持・向上を支援します。

サービス	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練（機能訓練）	人日分	6	6	6	6	6	6
	人	1	1	1	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	人日分	38	38	38	38	38	38
	人	3	3	3	3	3	3
自立訓練（宿泊型）	人日分	12	12	12	12	12	12
	人	1	1	1	1	1	1

（単位は1か月あたりの平均利用日数×実利用人数、実利用人数）※令和2年度以降は見込み



### (3) 就労移行支援

#### 【サービス概要】

就労移行支援は、一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や求職などの支援を行います。

#### 【サービスの利用見込み、サービスの確保策】

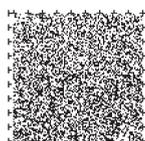
利用者、利用日数ともに、ほぼ同数で推移しています。

今後も、これまでの利用の推移が続くものと想定します。

そのため、サービス提供にあたっては、関係機関と連携して市内への事業所誘致を進めるとともに、広域かつ専門的に連携した計画的なサービスの提供を図りながら、一般就労につながり、成果目標4を達成できるようサービスの質の維持・向上を支援します。また、利用者への情報提供や相談支援に努めます。

サービス	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	人日分	109	108	108	108	108	114
	人	14	17	17	17	17	18

(単位は1か月あたりの平均利用日数×実利用人数、実利用人数) ※令和2年度以降は見込み



#### (4) 就労継続支援（A型、B型）

##### 【サービス概要】

就労継続支援（A型、B型）は、一般企業などでの就労が困難な障がい者に働く場を提供しながら、知識や能力向上に必要な訓練を行うサービスです。

A型は事業者との雇用契約に基づくサービス、B型は雇用契約のないサービスです。

##### 【サービスの利用見込み、サービスの確保策】

利用者は年度によって増減するものの、A型は横ばい、B型は増加しています。

1人あたりの利用日数は、A型は年々増加して月16日程度になりました。B型はほぼ一定の月17日程度でした。

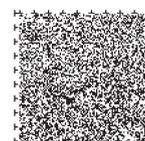
今後は、特別支援学校の卒業生等のA型の利用による増加が見込まれます。

そのため、サービス提供にあたっては、関係機関と連携を図りながら、計画的なサービスの提供とともに、作業を通じて社会性やコミュニケーション力向上が実現できるよう、サービスの質の維持・向上を支援します。

また、利用者への情報提供や移動手段の確保に努めます。

サービス	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援（A型）	人日分	345	265	265	265	265	282
	人	22	16	16	20	20	20
就労継続支援（B型）	人日分	1,304	1,371	1,387	1,387	1,404	1,420
	人	76	84	85	85	86	87

（単位は1か月あたりの平均利用日数×実利用人数、実利用人数）※令和2年度以降は見込み



## (5) 就労定着支援

### 【サービス概要】

就労定着支援は平成30年度から始まった制度で、障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関（障害者就業・生活支援センター、医療機関、社会福祉協議会など）との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けた支援を実施します。

具体的には、企業や自宅への訪問や障がい者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題を把握し、解決に向けて企業や関係機関と必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行います。

### 【サービスの利用見込み、サービスの確保策】

令和2年度の利用者数は1人となっています。今後、障がい者が地域で就労し、自立した生活を送るためには必要な支援サービスであることから、市内又は地域内でのサービス事業者の確保が課題となります。

利用者の就労が継続でき、成果目標4が達成できるように、市内に当該事業者の誘致又は石巻圏域の事業所と連携し、サービスの提供を行います。

サービス	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援	人	0	0	1	3	3	3

(単位は1か月あたりの実利用人数)

※令和2年度以降は見込み



## (6) 療養介護

### 【サービス概要】

療養介護は、病院等への長期入院により医療的ケアに加え、食事入浴、排泄等の介護を行います。

### 【サービスの利用見込み、サービスの確保策】

令和2年度現在、市内に療養介護を提供する事業所はなく、市外の障害福祉サービス事業所を利用してきました。

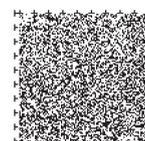
近年は、横ばいで推移してきましたが、今後は、介助者の高齢化等により家庭環境が変化することを想定し、増加が見込まれます。

そのため、引き続き、広域的な調整を図りながら、障がい者のニーズや支援計画に応じた適切なサービスの提供に努めます。

サービス	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	人	11	11	11	12	13	14

(単位は1か月あたりの実利用人数)

※令和2年度以降は見込み



## (7) 短期入所

### 【サービス概要】

短期入所は、自宅で介護する人が病気の場合などに、介護対象者を施設において、宿泊を伴う短期間の入浴、排泄、食事の介護などを提供します。

### 【サービスの利用見込み、サービスの確保策】

利用者は増加してきました。1人あたりの利用日数は月2.5～2.9日程度でした。

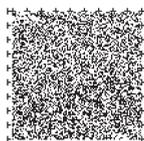
短期入所は、介助者の健康状態などによる緊急時に一時的に支援するサービスとして、また、介助者の高齢化に伴う介助者の負担軽減のためのレスパイト機能として、ニーズの高まりが想定されます。

今後は利用者の増加を見込みます。利用日数は1人あたり月3日程度を見込みます。

そのため、障害福祉サービス提供にあたっては、介護部門など他機関と連携を図りながら、サービスの提供とともに、地域生活拠点の一つとして、成果目標3に沿った緊急時の円滑な支援体制や個別支援計画により、効果的なサービス提供となるよう、サービスの質の維持・向上を支援します。

サービス	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所	人日分	149	164	164	192	195	195
	人	60	63	63	64	65	65

(単位は1か月あたりの平均利用日数×実利用人数、実利用人数) ※令和2年度以降は見込み



### 3-3 居住系サービス

#### (1) 自立生活援助

##### 【サービス概要】

自立生活援助は、平成30年度から導入されたサービスで、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を実施します。

具体的には、定期的に利用者の居宅を訪問し、生活の様子を確認し、必要な助言や医療機関などとの連絡調整を行います。利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メールなどによる随時の対応も行います。

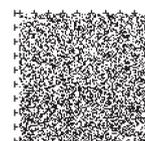
##### 【サービスの利用見込み、サービスの確保策】

障害者支援施設やグループホーム及び病院から、ひとり暮らしを希望する障がい者の利用を見込みます。なお、現在、圏域内に当該事業所が設置されていないことから、当面は利用者を0人と想定します。

将来的に利用が発生する可能性があるため、広域的な調整を含めて障害福祉サービス事業所の確保、誘致に取り組むとともに、当面は、本市の基幹相談支援センターの相談業務にて一部対応します。引き続き相談支援事業所や関係機関と連携を図りながら、スムーズに地域生活を実現できる提供体制を検討していきます。

サービス	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	0

(単位は1か月あたりの実利用人数)



## (2) 共同生活援助（グループホーム）

### 【サービス概要】

共同生活援助は、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、必要に応じて介助などを行います。

### 【サービスの利用見込み、サービスの確保策】

利用者は各年度 60 人前後と、ほぼ横ばいで推移してきました。

介助者の高齢化や家庭環境の変化により、自宅での生活から入居を希望される障がい者が増加し、今後もニーズの高まりが想定されます。

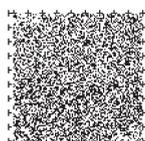
今後は、施設から地域生活への移行を進める国の方針も勘案し、利用者の増加を見込みます。また、入居前に体験利用を活用することで、利用者が事前に共同生活の雰囲気になれることが可能であり、障害福祉サービス事業者も事前に本人特性を把握することで、より適切なサービス提供につながられます。

そのため、サービス提供にあたっては、関係機関と連携して市内の障害福祉サービス事業所の拡充を進めるとともに、広域的な調整による計画的なサービスの提供を図りながら、障がい者の生活能力が高まるよう、サービスの質の維持・向上を支援します。

サービス	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
共同生活援助 (グループホーム)	人	60	67	67	68	69	70

(単位は1か月あたりの実利用人数)

※令和2年度以降は見込み



### (3) 施設入所支援

#### 【サービス概要】

施設入所支援は、福祉施設で暮らす人が夜間などに入浴、排泄及び食事の介助など、生活する上で必要なサービスを提供します。

#### 【サービスの利用見込み、サービスの確保策】

利用者は、各年度、35人程度とほぼ横ばいで推移してきました。

本市の入所支援利用者は重度の障がい者であり、入所期間も長いため、地域生活への移行は困難な方が多いといえます。また、入所を希望される方も多くいます。

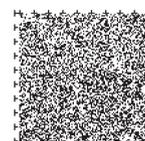
今後は、施設から地域生活への移行を進める国の方針も勘案して利用者を見込みます。

そのため、サービス提供にあたっては、相談支援事業所や介助者との連携を図りながら、サービスの提供を進めるとともに、体調面や安全面を中心にサービスの質の維持・向上を支援します。また、権利擁護などについても配慮していきます。

サービス	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	人	35	32	32	31	30	28

(単位は1か月あたりの実利用人数)

※令和2年度以降は見込み



### 3-4 相談支援

#### 【サービス概要】

相談支援には3つのサービスがあります。

計画相談支援は、障害福祉サービスを利用するすべての障がい者及び地域相談支援を利用する障がい者を対象に、支給決定を行う際にサービス等利用計画を作成するとともに、一定期間ごとにサービスの利用状況を検証（モニタリング）し、障害福祉サービス事業所との連絡調整などを行い、サービス利用計画の見直しを行います。

地域移行支援は、障がい者施設入所の利用者や入院中の精神障がい者などを対象に、住居の確保及び地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。

地域定着支援は、施設・病院からの退所・退院、家族との同居からひとり暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人などを対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因した緊急事態に対する相談や緊急訪問、緊急対応などの支援を行います。

#### 【サービスの利用見込み、サービスの確保策】

近年の利用者は、計画相談支援が月23、24人程度でした。また、地域移行支援は平成29年度には5人、平成30年度には1人と減少し、令和元年度には0人でした。地域定着支援は、0人の状態が続いています。

今後は、障害福祉サービスの利用希望の増加に伴い、計画相談支援（サービス利用計画作成）の増加を見込みます。施策の動向から地域移行支援、地域定着支援についても利用者が徐々に増加すると見込みます。

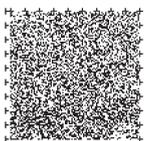
そのため、ケース支援を通じサービス利用や地域移行の希望を的確に把握しながら、関係機関や相談支援事業所と連携して、計画的なサービスの提供に努めます。

また、障害福祉サービス事業所で働く人材の確保、相談支援専門員の資質向上、研修や総合支援協議会の取り組みを通じて質の高いサービス提供への支援に取り組みます。

サービス	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人	23	24	24	24	25	25
地域移行支援	人	1	0	0	1	1	2
地域定着支援	人	0	0	0	1	1	2

(単位は1か月あたりの実利用人数)

※令和2年度以降は見込み



### 3-5 その他サービス

#### 【サービス概要】

その他サービスには2つのサービスがあります。

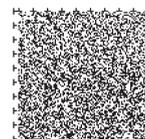
「補装具費給付」は、身体障害者手帳の交付を受けた方で、障害の部位について必要と認められた方を対象に、身体機能を補う義肢や装具、車いすなどの用具を購入・修理する際にかかる費用を給付又は貸与するサービスです。視覚障害、聴覚障害、肢体不自由により、必要な補装具の購入、又は修理を必要とするときに申請し、利用できます。

「自立支援医療費給付」は、身体に障がいのある児童の健全な育成と生活能力を得るために必要な医療(育成医療)、身体障がい者の自立と社会参加と更生のために必要な医療(更生医療)、精神障がいの適正な医療のために通院で受ける精神医療(精神通院医療)にかかる障害程度の軽減・除去のための治療に係る医療費を助成するサービスです。

#### 【サービスの利用見込み、サービスの確保策】

補装具費給付と自立支援医療費給付ともに、利用者からの申請を受けて、適正に給付してきました。

今後もサービスの周知を図りながら、適切な給付・貸与を実施します。



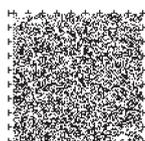
## 4 地域生活支援事業見込み・確保策

障害者総合支援法では、障害福祉サービスのほかに地域の実情に合わせて地域生活支援事業を定めています。

この事業は、必須事業と任意事業に分類されます。

### 【地域生活支援事業の分類】

必須事業	(1)理解促進研修・啓発事業 (2)自発的活動支援事業 (3)相談支援事業 (4)成年後見制度利用支援事業 (5)成年後見制度法人後見支援事業 (6)意思疎通支援事業 (7)日常生活用具給付等事業 (8)手話奉仕員養成研修事業 (9)移動支援事業 (10)地域活動支援センター事業
任意事業	(1)訪問入浴サービス事業 (2)日中一時支援事業 (3)社会参加促進事業



## 4-1 必須事業

### (1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者に対する理解を深めるため、広報活動、研修会などを行う事業です。

障がい者が地域におけるあらゆる活動に参加しやすい環境づくりなど、共生社会の実現につながるよう取り組みます。

### (2) 自発的活動支援事業

障がい者福祉の増進と共生社会の実現に向け、障がい者やその家族、自治組織などが地域で自発的に行う活動を支援する事業です。

地域で生活する障害者とその家族が抱える課題への対応を念頭に置き、取り組んでいきます。

### (3) 相談支援事業

相談支援事業は、相談支援事業所への委託事業で実施しています。

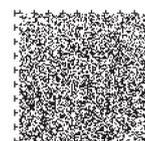
住宅入居等支援事業は、保証人がいないなどの理由で入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整などへの支援と家主への相談・助言を行う事業です。

今後もきめ細かな相談に応じるとともに、相談窓口の周知や訪問、迅速な情報提供、障害福祉サービスの利用支援など、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むために必要な援助に努めます。

#### 【事業の見込み】

事業	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①障害者相談支援事業 (基幹相談支援センターの設置)	か所	3	3	3	3	3	3
	設置の有無	有	有	有	有	有	有
②基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
③住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

※令和2年度以降は見込み



#### (4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の申し立てに要する経費及び後見人などの報酬の全部又は一部を助成する事業で、利用者が増えてきました。

今後は障がい者自身の高齢化や介助者の高齢化により、成年後見が必要な人の増加が想定されます。そのため、成年後見制度や事業の周知に向けた情報発信、啓発活動の強化を図り、制度の利用が必要な人への利用促進に積極的に取り組み、関係機関と調整して、支援を実施します。

##### 【事業の見込み】

事業	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	人	2	3	3	4	5	6

(単位は実利用人数)

※令和2年度以降は見込み

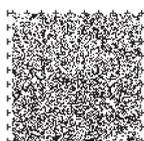
#### (5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動の実施団体を対象に、研修等を通じて、安定的な実施体制の構築などを支援する事業です。

当面は、成年後見を市の事業として実施し、今後、関係機関と連携を図りながら本事業の実施について検討していきます。

##### 【事業の見込み】

事業	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無



## (6) 意思疎通支援事業

聴覚、視覚等の障害のために意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者や要約筆記者等の派遣等による支援を行う事業です。手話通訳者派遣事業は、平成30年度には0人、令和元年度に1人となっており、利用のみられない年度があります。また、要約筆記者派遣事業は、近年利用がみられません。

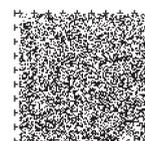
手話通訳者派遣事業は、今後も一定の利用者を見込みます。また、要約筆記者派遣事業は、現在利用がありませんが、潜在的なニーズがみられるため、一定の利用者を見込みます。今後、現行体制を継続し、協力機関から資格者の派遣を受けて支援を実施するとともに、必要な人には積極的に利用していただけるよう、事業の情報を発信し周知を図ります。

### 【事業の見込み】

事業	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業	人	0	1	1	2	2	2
	件	0	1	1	10	10	10
要約筆記者派遣事業	人	0	0	0	2	2	2
	件	0	0	0	2	2	2

(単位は実利用人数、年間延べ件数)

※令和2年度以降は見込み



## (7) 日常生活用具給付等事業

重度障害者などの日常生活や社会生活を支援するため、補装具以外の日常生活上の便宜を図るための用具を給付します。また、住宅改修費を給付します。

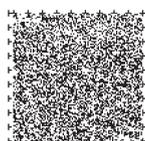
今後もサービスの周知を図りながら、適切な給付を実施します。

### 【事業の利用見込み】

事業	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成対象者数	人	19	22	10	10	10	10
介護訓練支援用品	件	2	0	2	2	2	2
自立生活支援用具	件	39	35	35	36	36	36
在宅療養等支援用具	件	13	13	13	13	13	13
情報・意思疎通支援用具	件	4	8	8	8	8	8
排泄管理支援用具	人	93	90	90	91	92	93
住宅改修費	件	0	2	2	2	2	2

(単位は実利用人数、年間延べ件数)

※令和2年度以降は見込み



## (8) 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行う事業です。本市では令和元年度に4人が受講しています。

今後も本事業を通じて手話奉仕員養成を目指し、聴覚障がい者の意思疎通支援体制の拡充に努めます。また、より多くの市民に参加していただけるよう、事業の周知、情報発信に努めます。

### 【事業の見込み】

事業	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	人	4	4	—	5	5	5

(単位は養成講習受講生の実人数)

※令和2年度以降は見込み。ただし、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため休止。

## (9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者に、社会生活上必要な外出及び余暇活動などの社会参加のための移動支援を行う事業です。

年度によって増減しますが、利用者、利用時間は増加してきました。

今後は、介助者の高齢化、参加しやすい地域活動の活性化などに伴い、移動支援のニーズの高まりが想定されます。

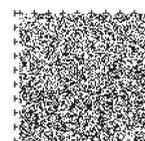
そのため、希望を的確に把握しながら、関係機関や障害福祉サービス事業所と連携して、計画的なサービスの提供に努めます。

### 【事業の見込み】

事業	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	か所	7	7	8	8	8	8
	時間	897	738	738	760	760	760
	人	39	34	34	35	35	35

(単位は年間延べ利用時間数、実利用人数)

※令和2年度以降は見込み



## (10) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターは、障がい者に対する創作活動や生産活動の場、社会との交流機会を提供する事業であり、市の委託事業として、東まつしま地域生活支援センター・カノンで実施しています。

今後も障害福祉サービス事業所と連携しながら、利用者に魅力ある活動に努めます。

### 【事業の見込み】

事業	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業	か所	1	1	1	1	1	1
	人	8,049	7,910	7,967	8,037	8,100	8,200

(単位は年間延べ利用人数)

※令和2年度以降は見込み



## 4-2 任意事業

### (1) 訪問入浴サービス事業

身体障がい者などの居宅を訪問し、浴槽を提供して行う入浴サービスです。

本市では一定数の利用者があり、平成29年度には年間6人で360回利用されていましたが、平成30年度には年間4人で290回、令和元年度には3人で271回と、徐々に減少しています。

今後は、重度の障がい者が増えることが予想されることから、計画期間の利用者数が1人増加すると想定します。また、令和元年度の1人あたり利用回数(約90回)を参考に、計画期間内の利用回数を360回と想定します。

#### 【事業の見込み】

事業	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	人	4	3	3	4	4	4
	回	290	271	271	360	360	360

(単位は実利用人数、年間延べ回数)

※令和2年度以降は見込み

### (2) 日中一時支援事業

障がい者(児)の日中活動の場を確保するとともに、その家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を提供する事業です。

介護する家族のストレスや心身の疲れを回復させるレスパイト事業の一環として実施しており、今後、介助者の高齢化や家庭環境の変化による利用者の増加が想定されます。

そのため、希望を的確に把握しながら、関係機関や障害福祉サービス事業所と連携して、利用者の支援計画に対応する事業の実施に努めます。

#### 【事業の見込み】

事業	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	か所	9	9	10	10	10	10
	人	45	46	46	47	45	46
	回	1,482	1,515	1,515	1,548	1,482	1,515

(単位は実利用人数、年間延べ回数)

※令和2年度以降は見込み



### (3) 社会参加促進事業

自動車運転免許の取得や重度障がい者向け旋回グリップの装置など、自動車の改造にかかる費用の助成を行います。

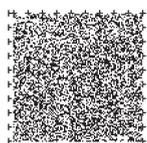
本市では一定数の利用者がありました。今後も事業を実施します。

#### 【事業の見込み】

事業	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
社会参加促進事業 (免許、改造)	件	3	4	4	4	4	4

(単位は年間延べ件数)

※令和2年度以降は見込み



## 第2章 障がい児福祉計画<第2期>

### 1 障がい児支援の提供体制確保の基本方針

本市では次の基本方針を関係機関と共有し、最善の利益（※用語説明）を考慮して、市全体で障がい児支援の提供体制の確保に取り組みます。

- ①障がいの可能性を把握した段階から、障がい児本人及びその家族に対し、専門機関、関係機関、身近な地域団体などが連携して支援します。
- ②障がい児のライフステージ（人生の各段階）に沿って、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援などの関係機関の連携をさらに進め、継続的で一貫した支援を提供する体制強化を図ります。
- ③誰もがあらゆる活動に参加し、交流する中で、障がいのある子、ない子がともに成長する地域の包容力（インクルージョン）を高め、障がい児支援を通して、地域共生社会の形成を推進します。

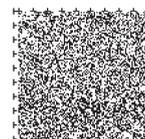
※用語説明 最善の利益

最善の利益とは、「児童の権利に関する条約」の基本原則です。

子どもに関わりのあることを行うとき、子どもの最善の利益が優先されなければなりません。裁判所も、学校も、福祉施設も、子どもに関わることを決めるときは、大人の勝手な都合だけで決めるのではなく、子どもにとって何がもっともよいことなのかを考える必要があります。

また、条約を結んだ国は、子どものためになることが行われるように法律や政策をつくらなければならない。

（出典：滋賀県「もっと知りたい！子どもの権利条約」）

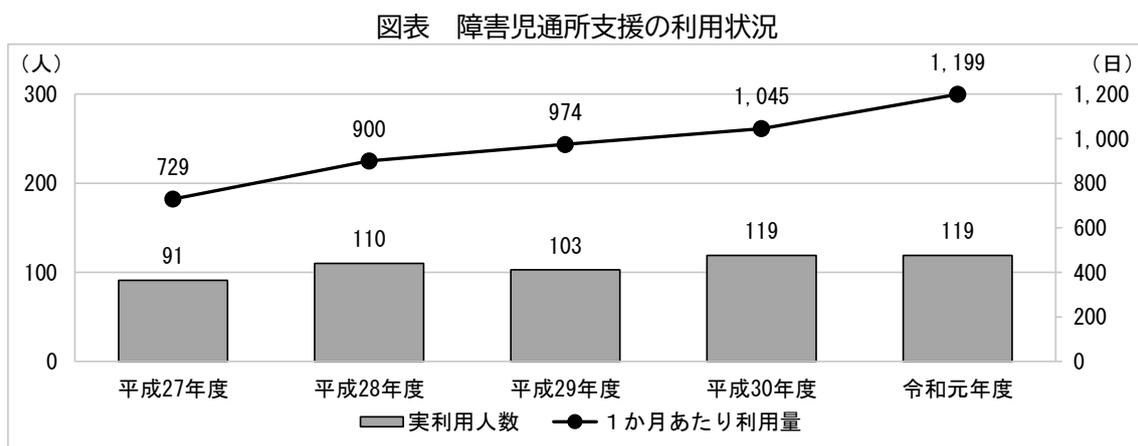


## 2 障がい児対象事業の利用状況

### ①障害児通所支援

障害児通所支援は、障がい児の発達を支援する複数の事業の総称です。実利用人数は、実施体制を強化したことにより、平成27年度の91人から令和元年度には119人に増加しています。

利用人数の増加に伴い、1か月あたり利用量も増加し、令和元年度には1,199日となっています。

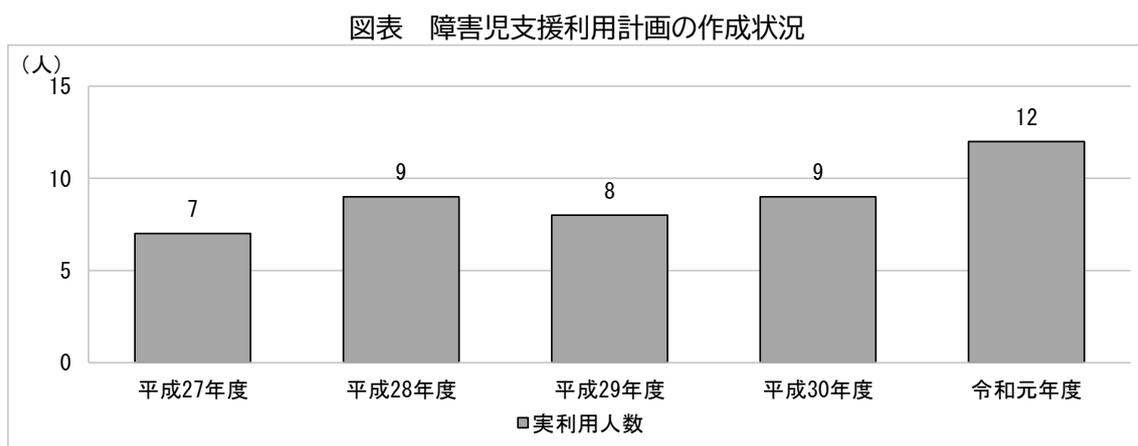


資料：市高齢障害支援課

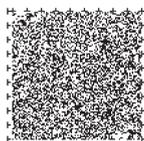
### ②障害児相談支援

障害児相談支援は、障害児支援利用計画の作成や関係者との連絡調整などを行う事業です。

平成27年度は7人の利用でしたが、平成28年度から平成29年度は8人又は9人で推移し、令和元年度には12人となっています。



資料：市高齢障害支援課



### 3 令和5年度の成果目標

(成果目標項目は国の指針に準じる)

#### 成果目標1 児童発達支援センターの設置

国の方針は、児童発達支援センターを各市町村（圏域での設置可）に1か所以上設置することです。

本市では、設置されている児童発達支援センター1か所について、障害児やその家族への相談支援等、地域の中核的な療育支援施設として専門的支援、地域支援機能等の更なる充実に努めます。

#### 成果目標2 保育所等訪問支援の実施

国の方針は、すべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することです。

本市では、関係機関と連携し、引き続き、保育所等訪問支援を実施します。

#### 成果目標3 重症心身障害児の支援事業の実施

国の方針は、各市町村（圏域での設置可）に主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保することです。

本市では、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については既に確保しているため、引き続き、事業継続を支援します。

#### 成果目標4 医療的ケア児支援の協議の場の設置

国の方針は、県、各圏域、各市町村（圏域での設置可）において、保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関が連携を図るための協議の場を設け、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置見込み人数を設定することです。

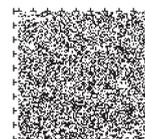
本市では、医療的ケア児（※用語説明）が適切な支援を受けられる体制の「協議の場」を障害者総合支援協議会の既存部会に位置付け、今後も定期的に運営していきます。

---

※用語説明 医療的ケア児

医療的ケアが必要な障がい児。人工呼吸器や胃ろうなどを使用し、たんの吸引や経管栄養などの必要な子どもを指します。

---

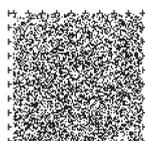


## 4 障害児支援事業の見込み

障がい児を対象とした児童福祉法に基づく事業体系は下記のとおりです。

### 【障害児支援事業の分類】

◆ 障害児通所支援等 身近な地域で主に通所による支援	(1)児童発達支援 (2)医療型児童発達支援 (3)居宅訪問型児童発達支援 (4)放課後等デイサービス (5)保育所等訪問支援
◆ 障害児相談支援	(1)障害児支援利用計画の作成 (2)障害児相談支援
◆ 医療的ケア児を支援する体制構築	医療的ケア児への適切な支援を行う体制の構築



## 4-1 障害児通所支援等

(児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、医療型児童発達支援、  
放課後等デイサービス、保育所等訪問支援)

### 【事業概要】

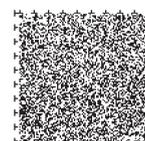
- ①児童発達支援は、障がいのある子どもなどに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。
- ②医療型児童発達支援は、前段①に加え、治療を行います。
- ③居宅訪問型児童発達支援は、児童発達支援センターなどから障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を実施します。
- ④放課後等デイサービスは、就学している障がいのある子どもなどに、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターなどの施設で、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練及びその機会を提供します。
- ⑤保育所等訪問支援は、保育所、幼稚園、放課後児童クラブなどを訪問し、障がいのある子どもに集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。平成30年度から訪問対象に乳児院と児童養護施設に入所している障がい児も対象者となりました。

### 【事業の見込み、事業の確保策】

本市では、障害福祉サービス事業所や関係機関と連携して事業を実施してきました。その中で、児童発達支援と放課後等デイサービスが多く利用されてきました。

発達障害の子どもは増加傾向にあり、一定の利用者を見込みます。

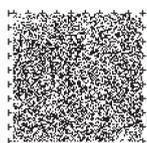
そのため、関係機関と連携し、引き続き、利用者の支援計画に対応する事業実施に努めます。さらに、利用者の増加、サービスニーズの拡大に対応できるよう、事業者の確保、誘致に努めます。



事業	単位	第1期計画			第2期計画		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
①児童発達支援	人日分	355	326	345	375	396	426
	人	38	34	37	39	42	44
②医療型児童発達支援	人日分	0	0	0	5	5	5
	人	0	0	0	1	1	1
③居宅訪問型児童発達支援	人日分	0	0	0	5	5	5
	人	0	0	0	1	1	1
④放課後等デイサービス	人日分	719	854	934	985	1,045	1,095
	人	81	85	93	98	104	109
⑤保育所等訪問支援	回	0	0	0	1	2	3
	人	0	0	0	1	2	3

(単位は1か月あたりの平均利用日数×実利用人数、実利用人数、実施回数)

※令和2年度以降は見込み



## 4-2 障害児相談支援

### 【事業概要】

障害児通所支援を利用する障がいのある子どもなどを対象に、サービスの内容を定めた障害児支援利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定などの内容を反映した障害児支援利用計画の作成を行います。

その後、障害児支援利用計画が適切かどうかを、一定期間ごとに検証（モニタリング）し、その結果を勘案して障害福祉サービス事業所などとの連絡調整等を行いながら見直し、障害児支援利用計画の修正を行います。

### 【事業の見込み、事業の確保策】

対応する相談支援事業所は、市内に3か所運営されており、月9～12人が利用しており、近年増加しています。

身辺自立やコミュニケーション能力の充実を図るため、障害児通所支援の利用が想定されます。

そのため、相談支援事業所と連携して、成果目標の実現に向けて、効果的な実施に努めます。

事業	単位	第1期計画			第2期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	人	9	12	13	14	15	15

(単位は1か月あたりの実利用人数)

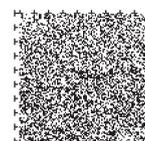
※令和2年度以降は見込み

なお、発達障害の子どもや保護者への支援のため、県による以下の事業の利用促進、参加促進を図ります。

### ○ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講促進

ペアレントトレーニングとは、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの発達促進等を目指す、家族支援アプローチの一つです。また、ペアレントプログラムとは、ペアレントトレーニングに参加する前にできていることが望ましい「行動で考える」「ほめて対応する」「孤立している母親の仲間を見つける」の3つの行動を学ぶものです。

今後は、宮城県事業と連携し、発達障害の子どものいる保護者を対象に、上記トレーニング、プログラムの受講促進を図ります。



### ○ペアレントメンターの養成促進

ペアレントメンターとは、自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた保護者です。メンターは、同じような発達障害の子どもをもつ保護者に対して、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報を提供することができます。

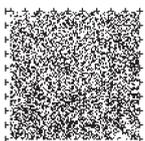
今後は、宮城県事業と連携し、ペアレントメンターの養成促進を図ります。

### ○ピアサポートの活動の参加促進

ピアサポートとは、同じ課題や環境を体験する人がその体験からくる感情や必要な情報を共有したり、共通した悩みや問題の解決にともに取り組んだりする活動です。

今後は、宮城県事業と連携し、参加の促進を図るとともに、身近な活動拠点・居場所づくりを進めます。

事業	単位	第1期計画			第2期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人				2	2	3
ペアレントメンターの人数	人				0	1	1
ピアサポートの活動への参加人数	人				1	1	2



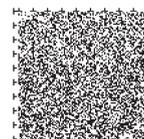
### 4-3 医療的ケア児を支援する体制構築

本市では、医療的ケア児が適切な支援を受けられる体制の「協議の場」を障害者総合支援協議会の既存部会に位置付けます。

さらに、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参加し、市の課題把握や地域資源の開発などに取り組みながら、医療的ケア児を支援する地域づくりを推進する役割を担うコーディネーター機能は、市委託の基幹相談支援センターに配置しています。

今後は、県や関係機関の行う研修への相談支援専門員の参加を支援し、医療的ケア児に関するコーディネーターを養成します。

なお、医療的ケア児等に関するコーディネーターは、現在1人を養成しており、今後さらに人材の確保、体制の拡充に努めていきます。



# 資料編

## 1 東松島市障害者計画等策定委員会に関する運営規則

○東松島市障害者計画等策定委員会に関する管理運営規則

令和2年3月31日  
東松島市規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、東松島市附属機関設置条例（令和2年東松島市条例第21号）別表に掲げる東松島市障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し、同条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者団体関係者
- (3) 障害福祉施設関係者
- (4) 障害福祉事業関係者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員長等)

第3条 委員会に、委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

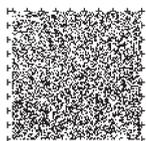
- 2 会議は、委員長その他の委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係職員等の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、保健福祉部高齢障害支援課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。



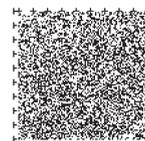
## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に東松島市障害者計画及び東松島市障害福祉計画推進委員会設置要綱（平成18年東松島市訓令甲第26号。以下「訓令」という。）により委員、委員長及び副委員長（以下「委員等」という。）に委嘱又は選任された者は、この規則に定める委員等に委嘱又は選任された者とみなす。ただし、その任期は、訓令により委嘱又は選任された当該委員等の残任期間とする。



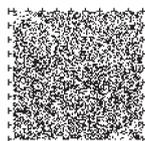
## 2 東松島市障害者計画等策定委員会委員名簿

委嘱期間：令和元年11月1日～令和3年10月31日

◎委員長 ○副委員長

No.	氏名	役職等	備考1	備考2
1	かとう かずえ 加藤 一枝	東松島市身体障害者 福祉協会会長	障害者団体 関係者	
2	さとう せつこ ○佐藤 節子	東松島市精神保健福 祉協会会長	障害者団体 関係者	障害者総合支援協議会 全体会委員
3	おいかわ めぐみ 及川 恵美	障害当事者家族	市長が必要 と認める者	障害者総合支援協議会 こども部会員
4	なかた あやこ 中田 絢子	(社) 矢本愛育会 障害児デイケアセン ターこどもの広場 児童発達支援課長	障害福祉施 設関係者	障害者総合支援協議会 こども部会員
5	さいとう あやこ ◎齋藤 あや子	東松島市民生委員児 童委員協議会副会長	学識経験者	高齢者福祉・介護保険事業計画 審議会委員 自殺対策地域連絡協議会会長
6	あべ まこと 阿部 誠	(社) 東松島市社会福 祉協議会総務課長	障害福祉事 業関係者	
7	しんどう みえ子 神童 みえ子	障害者相談支援事業 所「とも」代表 (相談支援専門員)	障害福祉事 業関係者	高齢者福祉・介護保険事業計画 審議会委員 障害者総合支援協議会事務局
8	ほりのうち ゆうき 堀之内 優樹	東松島市教育部教育 総務課 指導主事	学識経験者	

※順不同・敬称略



### 3 計画の策定経過

日程	内容
令和元年 11月28日	令和元年度第1回計画策定委員会 <協議事項> ○第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の策定について ○障がい者アンケート調査の設計について
令和2年 2月1日 ～2月27日	障がい者アンケート調査の実施
3月～5月	障がい者アンケート集計
令和2年 6月22日	令和2年度第1回計画策定委員会 <報告事項> ○東松島市附属機関設置条例について <協議事項> ○障がい者アンケート調査結果報告と現状の把握について ○今後のスケジュールについて
7月～8月	現行施策の進捗調査
9月	団体アンケート調査の実施
10月26日	令和2年度第2回計画策定委員会 <報告事項> ○アンケート調査集計結果概要（追加分析分）について ○団体・事業所アンケート結果報告について ○現行計画評価シートについて <協議事項> ○第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画（案）について
11月27日 ～12月18日	計画（案）に対する意見募集 （パブリックコメント）
令和3年 1月18日	令和2年度第3回計画策定委員会 <協議事項> ○パブリックコメント結果報告について ○計画（最終案）の決定について
3月	○計画決定 ○市議会への報告





東松島市

第6期障がい福祉計画

第2期障がい児福祉計画

---

発行年月：令和3年3月

編集・発行：東松島市高齢障害支援課 障害福祉係

住 所：〒981-0503 東松島市矢本字上河戸 36 番地 1

電話番号：0225-82-1111（障害福祉係あて）

F A X：0225-82-1392（障害福祉係あて）

<http://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp>

